

平成21年1月14日
農 林 水 産 省

平成20年11月7日に混入を確認した米国産うるち精米の異物について

平成20年11月7日に「カビ状の異物」を確認した政府が保有している米国産うるち精米（平成20年11月14日公表）について、カビ状異物の分析・鑑別を行うとともに、政府が同一船により輸入し、保有している米国産うるち精米（7,885トン）について移動を凍結し、アフラトキシン及びオクラトキシンの検査を行った。

その結果、アフラトキシン及びオクラトキシンは検出されなかったため、本日付をもって移動の凍結を解除した。

また、「カビ状の異物」の混入を確認した米穀については、焼却処分を行うこととしている。

お問い合わせ先	
総合食料局食糧部消費流通課	
備蓄運営第2班	
代表	03 - 3502 - 8111
直通	03 - 6744 - 2079
担当	山崎・須永（内4236）